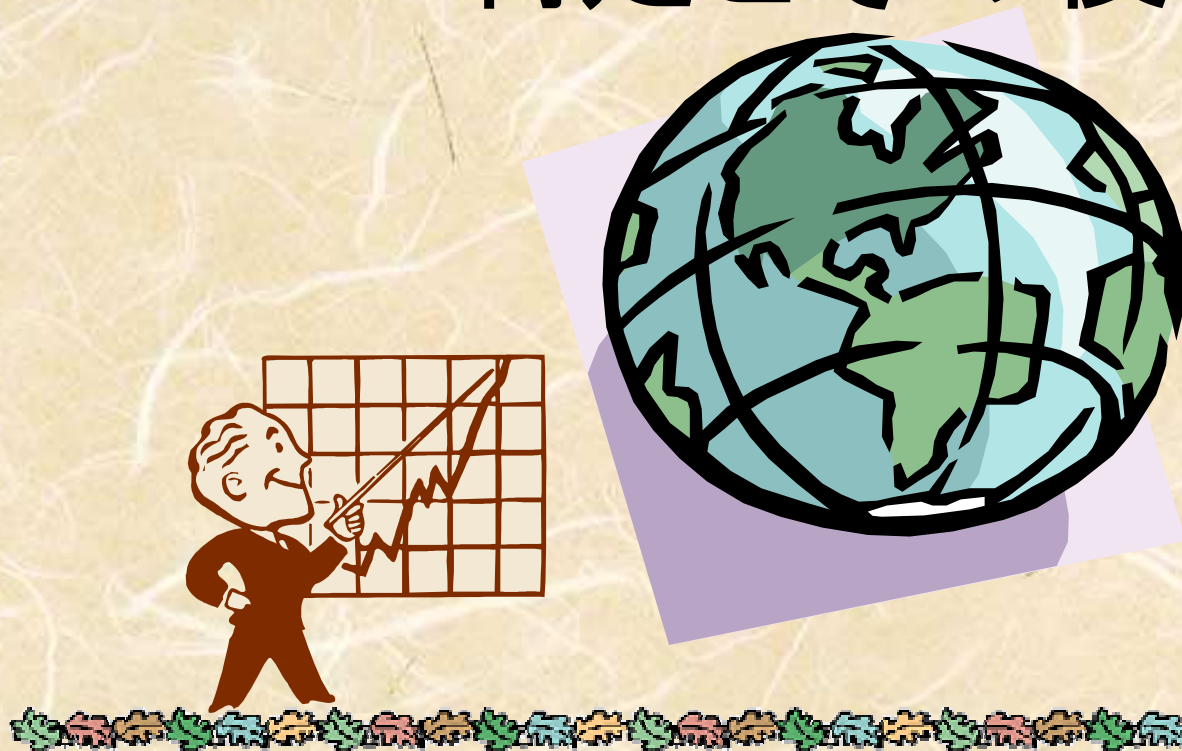


柏市地球温暖化対策条例 —制定とその後—



柏市環境部環境保全課 中山

序 1 柏市地球温暖化対策条例 制定以前から今までの経緯

国及び柏市の動向

平成 3年 COP3 京都議定書

平成 9年 柏市環境基本計画 柏市環境保全協定

平成 10年 柏市エコアクションプラン（市役所の省エネ等）

平成 10年 「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布

平成 14年 柏市環境基本条例制定

平成 15年 柏市環境基本計画改訂（温室効果ガスの目標値）

平成 17年 京都議定書発効

平成 17年 沼南町と合併し、新「柏市」

平成 18年 温暖化対策関係補助制度を創設

平成 19年 柏市地球温暖化対策条例制定

平成 20年 柏市地球温暖化対策計画策定(3月) 中核市移行(4月)

平成 21年 「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正

平成 22年 地球温暖化対策基本法案(廃案)

平成 22年 柏市地球温暖化対策条例改正

序2 柏市環境保全協定

- 平成9年8月、これまでの公害防止協定を改め、省資源、省エネルギーなどを含めた地球環境に配慮した取組項目を追加し、「環境保全協定」としたものです。

現在、99事業所と締結しており、締結事業者の自主的な環境保全活動の促進を図っています。

協定の中で、環境保全計画の策定と報告を規定し、平成15年からは温室効果ガスの排出量の報告を含めた。

- この事業者と協働する場として柏市環境保全協議会（81事業所）を組織し、地球温暖化対策をはじめとする情報交換、地域との連携に取り組んでいます。

(いずれも、平成22年6月末現在)

序3 柏市環境基本条例制定

平成12年 「環境市民会議」を設置し、環境基本条例の骨子を検討

平成13年 環境基本条例骨子の提案

平成14年 環境基本条例制定

＜基本理念＞

- ・基本理念に、現在から将来にわたる環境権を保障
- ・持続可能な循環型社会の構築
- ・市民,事業者,市の協働原則
- ・地球環境保全に寄与,

序4 柏市環境基本計画

平成14年3月改訂

環境像

共に生きるために、環境を守り、育て、
伝えるまち 柏

- ・自然環境 残された貴重な自然を守る
- ・生活環境 暮らしの中で環境をいたわる
- ・快適環境 快適な環境をつくる
- ・地球環境 地球市民としての意識を育む

地球温暖化対策の推進 二酸化炭素排出量を目標値とした
平成27年度に平成12年度比 10%削減

- ・市民との協働 市民とともにつくる環境

序5 温暖化対策・・・なぜ条例か

京都議定書が発効した。

何かしないといけない危機感

・・・市の内部, 議会, 市民から
選択肢として・・・

とにかく対策の実施あるのみ・・・何を実施？

みんなで宣言しよう・・・宣言だけ？実行は

多くの合意と決まりごと・・・条例を作る！！

市民・事業者, 議会, 市の合意・参加・行動が必要

序6 条例の制定過程

時 期	経 過
平成17年 2月	京都議定書発効
平成17年 5月	かしわ環境ステーションでの検討
平成18年 4月	かしわ環境ステーションから提言
平成18年 5月	ストップ！地球温暖化 意見交換会開始（～9月）
平成18年 6月	町会長・自治会長会議で地球温暖化対策を説明
平成18年 8月	柏市環境審議会 諮問
平成18年10月	柏市環境審議会 柏市地球温暖化対策条例案要綱作成
平成18年11月	パブリックコメント実施 シンポジウム実施（かしわ環境ステーションと共催） 事業者との意見交換会実施 （柏商工会議所・柏市環境保全協議会と共催）
平成18年12月	柏市環境審議会 答申
平成19年 3月	市議会に提案，可決

条 1 柏市地球温暖化対策条例

～ 構成：合計 15 条 ～

第 3 条 基本理念

- ①自然エネルギー，資源の有効利用
- ②省エネルギー
- ③ 3 R による資源循環型社会
- ④緑の保全

第 4 条 削減目標

- ①平成20年から24年の温室効果ガス排出量の年平均値を平成2年比で6%以上削減(京都議定書と同様の目標)
- ②平成27年度の温室効果ガス排出量を，平成12年度比で10%以上削減

市は

第 6 条 市の責務

- ・ 地域での対策
- ・ 市役所での率先対策

第 7 条 対策計画

- ・ 地域推進計画の策定

市民・事業者は

第 5 条 市民等の責務

- ・ 自ら又は協働した取組

第 8 条 削減計画 (義務)

- ・ 一定の排出者に義務

第 9 条 配慮計画 (義務)

- ・ 一定の開発事業に義務

取り組むために

第 10～13 条

- ・ 表彰制度
- ・ 協働，連携
- ・ 支援
- ・ 情報提供
- ・ 学習の機会など

条2 基本理念(第3条要約)

- ①地球温暖化の原因を認識する
- ②それぞれの主体が協働して対策を実施する
- ③自然エネルギー利用で持続可能なまちづくり
- ④省エネルギーの推進
- ⑤3Rによる資源循環型社会の構築
- ⑥温室効果ガスを吸収する緑の保全と創造

条3 削減目標(第4条)

① 京都議定書の目標

平成2年に比べて平成20～24年の平均を6%以上削減

② 柏市環境基本計画の目標

平成12年度に比べて平成27年度に10%以上削減

条 4 CO2排出量推移と削減目標

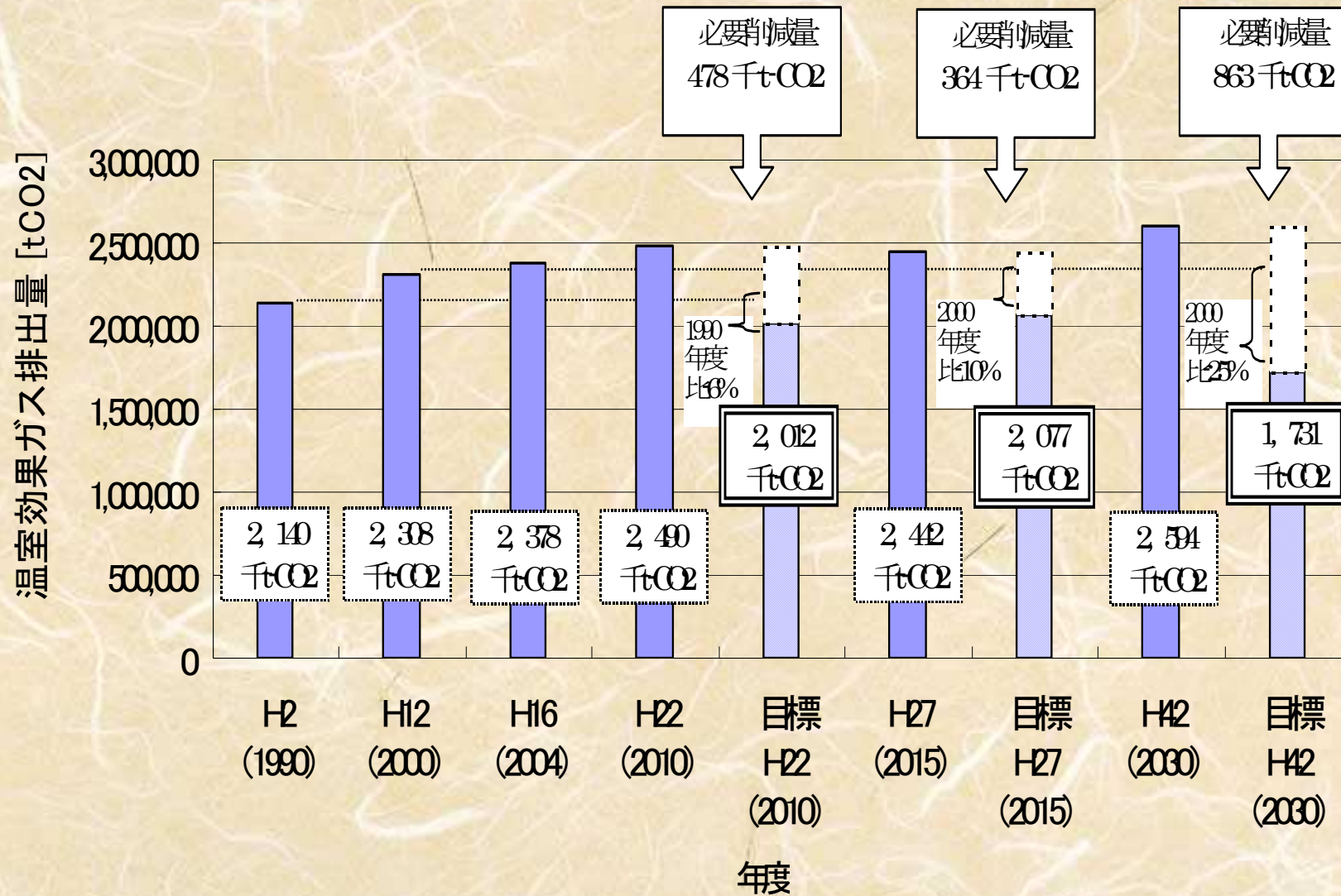
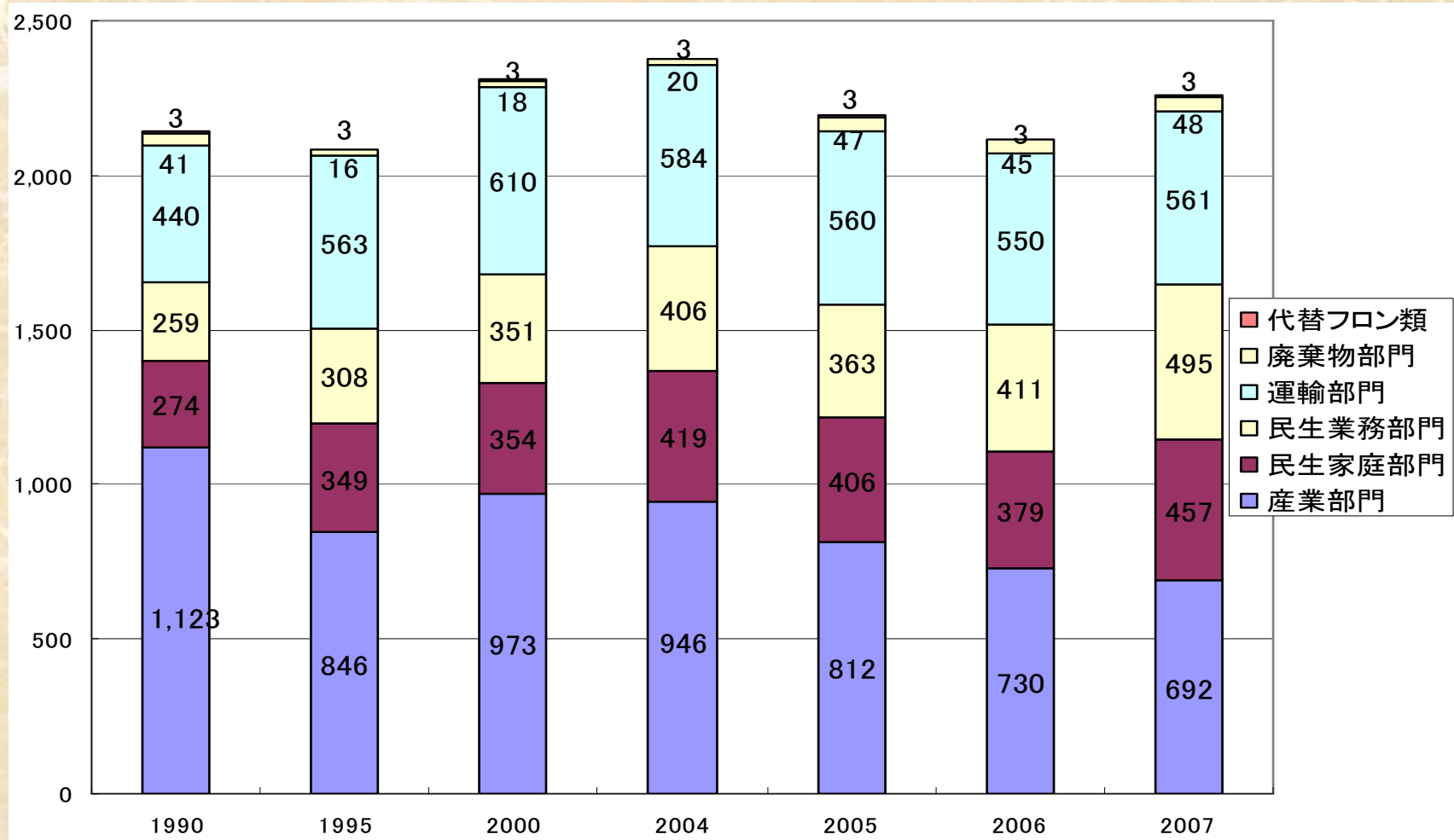


図 温室効果ガス排出量の推移と削減目標

条5 部門別温室効果ガス排出量

(柏市：千t-CO₂)



条6 地球温暖化対策計画(第7条)

- 地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の努力規定を義務規定とした。(当時)

(現在は,中核市として,策定が義務付けられている。)

- 柏市地球温暖化対策計画を策定(19年度)

2つの柱で対策推進

- ・環境配慮行動計画 市民,事業者の活動の中での対策
- ・省CO2まちづくり計画 まちづくりと一体で温暖化対策

- 関連して地域新エネルギービジョンを策定(19年度)

条7 特定排出者の削減計画(第8条)

- 事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業所ごとに温室効果ガスの削減計画書を策定し、実施しなければならない。
- 削減計画は、市長に報告するとともに自ら公表しなければならない。
- 削減計画実施状況報告書を毎年度市長に報告しなければならない。
- 協力いただけない場合：勧告、氏名の公表（条例第14条）

条8 特定排出者の削減計画(第8条)

1 特定排出者(削減計画の策定が必要な事業者)

前年度における電気・燃料・廃プラの焼却による二酸化炭素排出量の合計が「年間1,500t以上」の事業所。(施行規則第3条)

温対法では・・・燃料, 電気, 「原油換算1,500kl以上」

又は「CO₂を3,000トン以上」

2 特定事業者数

当初, 環境保全協定締結事業所や省エネ法指定工場の情報から, 多くても50事業所を想定していた。

実際の事業所数は, **38事業所**(平成22年6月末現在)

2~3の増減はある, 対象となる事業所の業種に変化
柏市独自(1,500t~3,000t)の対象は4事業所

条9 特定排出者の削減計画第(8条)

特定排出者の構成と排出量公表, 市でも公表(HP)

業種等	対象数	H18 t-CO2	H20 t-CO2	増減
工業	22	311, 543	263, 312	-15. 5
商業	5	33, 536	33, 284	-0. 8
サービス業	2	5, 935	6, 109	+2. 9
教育	2	15, 536	15, 863	+2. 1
病院	2	22, 858	22, 709	-0. 6
公官庁	5	93, 399	94, 186	+0. 8
合計	38	482, 807	435, 463	-9. 8

参考: 市内総排出量の部門別推計と対象事業所の排出量(平成18年度)

産業部門 : 730千t / 311千t (約43%)

民生業務部門 : 411千t / 171千t (約42%)

条10

開発事業者等の配慮計画（第9

条）

● 開発事業者等は、事業を行う際、地球温暖化対策の推進を図るため、配慮計画を策定し、実施しなければならない。

① 都市計画法に規定する開発行為の内、その面積が3,000㎡以上のもの

② 土地区画整理事業 ③ 市街地再開発事業

④ 大規模小売店舗立地法に規定する店舗（既存の建物の変更は除く）の設置の内、その店舗面積が4,000㎡以上のもの

● 配慮計画は、市長に報告するとともに、自ら公表しなければならない。

条11 開発事業者の配慮計画第(9条)

- 開発等の事業活動において、

- ① 自然エネルギーの利用

- ② 省エネルギーの推進

- ③ 廃棄物の発生抑制等

- ④ 緑の保全と創造

などに関する事項を検討し、地球温暖化対策に配慮した開発、まちづくりを誘導するための制度

柏市は、首都30km圏内で、つくばエクスプレスの開業(H17)などとともに都市開発のニーズが高まっている。

条12 開発事業者の配慮計画(第9条)

- 配慮計画の届出の状況(22年6月末現在)

年度	件数	事業の対象	温暖化対策実施内容
19	1件	柏市保健福祉施設	省エネ機器利用等
20	5件	柏市小学校, 倉庫 グラウンド, 宅地造成 2件	太陽光発電, 省エネ機器, 再生材使用, 緑化 等
21	8件	宅地造成 4件, 霊園 店舗 2件, 老人ホーム	太陽光発電, オール電化, 高効率給湯, 省エネ建築 LED, 緑化 等
22	2件	店舗, 老人ホーム	省エネ建築, 高効率給湯 高効率機器, 緑化 等

- 面整備と建築計画が一致しない場合があると, 対策の実施の確保が難しい

条13 助成その他の措置(第11条)

- 本市は、市民等が地球温暖化対策の推進を図るために行う施設の整備，研究開発その他これに類する活動を促進するために必要なときは、助成その他の措置を講じることができる。

環境基本条例(上位条例)第14条において、同様の規定があるが、温暖化対策として確認的に重複した規定

条14 地球温暖化対策補助制度の 変遷

(20年度から地球温暖化対策補助金, ()内は, 補助金額(万円)

平成18年度	平成20年度	平成22年度
太陽光発電(1×3)	太陽光発電(1×3)	太陽光発電(2.5×3)
	太陽熱利用機器(2)	太陽熱利用機器(4)
	ヒートポンプ給湯器(2)	
	ガスエンジン給湯器	
天然ガス自動車(7)	⁽²⁾ 天然ガス自動車(7)	プラグインハイブリッド自動車(6)
	ハイブリッド自動車(2)	電気自動車(6)
	アイドリングストップ装置(1)	

条15 情報の提供等(第12条)

本市は、市民等による地球温暖化対策の推進を図るための自発的な活動を促進するため、地球温暖化対策に資する学習の機会の提供、情報の提供その他必要な措置を講じるものとする。

- 2 本市は、前項の措置を講じる場合は、基本条例第21条第3項に規定する環境の研究及び学習を推進するための施設を活用するとともに、法第23条第1項の規定により千葉県知事が委嘱する地球温暖化防止活動推進員、法第24条第1項の規定により千葉県知事が指定する千葉県地球温暖化防止活動推進センター、教育機関等の協力を得るものとする。

条16 柏市地球温暖化対策計画～目標～

＜柏市地球温暖化対策条例第7条を根拠として＞

		目標年次	基準年次	目標値
条例 4条	短期 前期	H20～H24 (2008～2012)	H2年度 (1990)	6%以上
	短期 後期	H27年度 (2015)	H12年度 (2000)	10%以上
計画	中期	H42年度 (2030)	H12年度 (2000)	25%以上

★長期的な対策（低炭素まちづくり等）を進めることから、条例の目標に中期の目標を計画で追加

条17 環境配慮行動計画

● 省エネルギー建築, 省エネルギー設備 出典：(社)日本建材・住宅設備産業協会

主に住宅やオフィスのリフォームや新築時に、省エネ性能や国等の補助金の情報提供により導入を促進します。



● 省エネ機器

- ・省エネ機器の省エネ性能や環境ラベルに関する情報提供や販売店と連携を図り、普及を図ります。

● ⇒重点プロジェクト1「電球型蛍光灯の普及」

パルックボールプレミア (ナショナル) 一般市民を中心に、比較的価格が低額で取り組む機会が多い白熱灯から電球型蛍光灯への買い替えを推進します。

条18 環境配慮行動計画

● 省エネ行動

省エネルギー行動を促すためのツールとして、環境家計簿が挙げられます。

⇒重点プロジェクト2「環境家計簿の普及」

● エネルギー管理

BEMS, HEMSの導入は、住宅やオフィスのリフォーム及び新築時の導入を促進させます。

家庭への省エネナビの設置については、認知度の向上等により普及を図ります。

● ⇒重点プロジェクト3「省エネナビの導入」

● 自家用車等省CO2化

エコドライブ(発進時のふんわりアクセル, 走行中の加減速の少ない運転, アイドリングストップなど)の普及を図ります。

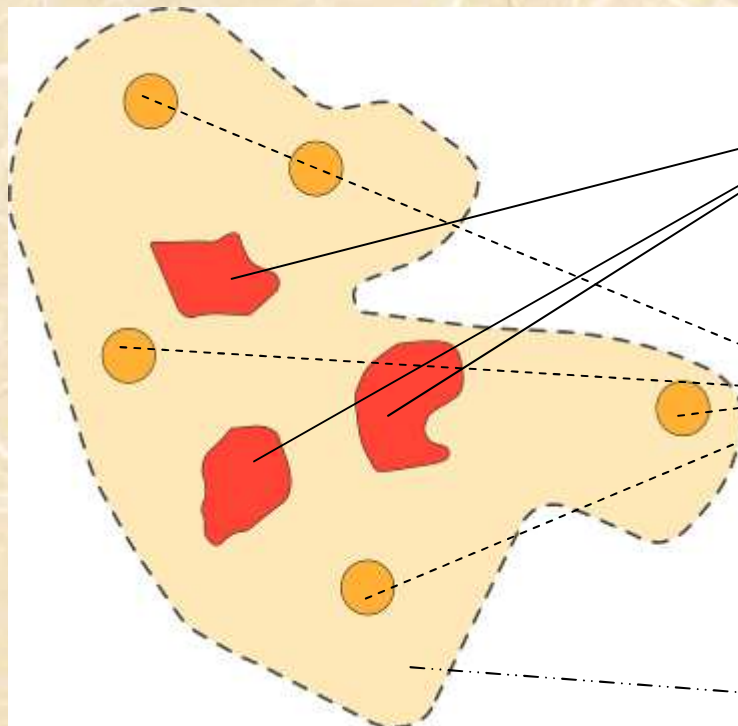
● ⇒重点プロジェクト4「エコドライブの推進」

● 上記のほか,自動車の利用抑制(徒歩や自転車を利用し易い環境づくり),省資源(「3Rと適正処理の推進」,緑化(柏市緑の基本計画との連携で,緑をまもる,つくる,そだてる取組)などを進めます。

条19 省CO2まちづくりづくり計画

3つの枠組みで、CO2排出の少ない**低炭素まちづくり**を進める。

まちづくりのイメージ



<枠組み>

★**アクションエリア**
→まちづくりの機運の高いエリア
で面的に省CO2対策を実行する

★**開発事業者の環境配慮制度**
→一定規模以上の開発行為に対して
配慮を要請する（第9条）

★**建築物環境配慮評価制度**
(CASBEE 柏)
→個別開発で自らの環境配慮の取組
みを評価し認証を得る

条20 『省CO2まちづくり計画』の対策

(低炭素まちづくり)

◎ 対策の方向性

- ◆ 省エネルギー対策の確実な実施
- ◆ 地域の特性に応じた未利用エネルギー・再生可能エネルギーの有効活用
(← 『柏市新エネルギービジョン』に記載)
- ◆ 面的ネットワークの構築
- ◆ 省CO2を考慮した土地利用の効率化
- ◆ 過度の自動車依存を転換する交通システムの構築 (コンパクトシティ)

条21 低炭素まちづくり計画

～アクションエリア～

◆アクションエリアの指定の考え方

低炭素まちづくりアクションエリアとしては、新規市街地開発や再開発などが行われ、かつ、まちづくりの気運の高いエリアを指定する。エリア内では、CO₂排出量の削減対策を事業者、地権者、自治体等の関係者が共同で実施して行くことになる。

◆アクションエリア指定第1号

柏の葉キャンパスタウン構想の実現に向けて、環境配慮のまちづくりが進められている柏の葉キャンパス駅前の地区をアクションエリアの第1号として指定した。

なお、第2号は、(仮) 北部中央小学校を指定した。

条22 発展する温暖化対策条例

平成22年第2回議会で柏市地球温暖化対策条例を改正(6/28公布)

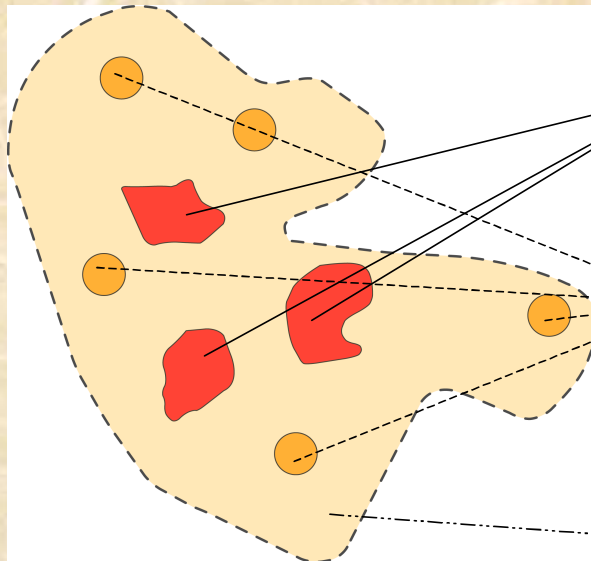
低炭素まちづくりを進めるため、2つのメニューを追加規定

①建築物環境性能評価制度 (CASBEE柏)

先進自治体(都道府県, 政令指定都市)では, 環境保全関係や
建築・まちづくり関係条例施策

②低炭素まちづくり事業規定

< 枠組み >



★省CO2アクションエリア
→まちづくりの機運の高いエリアで面的に省CO2対策を実行する 第9条の4

★開発事業者の環境配慮制度
→一定規模以上の開発行為に対して配慮を要請する(条例による制度) 第9条既規定

★建築物環境配慮評価制度
→個別開発において任意に自らの環境配慮の取組みを評価し認証を得る 第9条の2, 3

条23 改正温対条例 その1

長中期の温暖化対策には、環境に配慮する建築物をストックすることが必要



特定建築物環境配慮評価制度

(対象：床面積が2,000㎡以上の新築,増改築)

- 第9条の2 市長は、建築物環境配慮指針を定めて公表
- 第9条の3 建築主は・・・
 - ①特定建築物環境配慮計画を策定し、市長に報告及び公表
 - ②分譲マンションでは、環境性能評価を広告に表示







条24 柏市建築物環境配慮評価制度

CASBEE柏



CASBEE柏の特徴

- ・ BEE値による5段階格付けの他に、「柏市の重点項目」に対する評価項目，基準を追加し，結果をマスコットキャラクターが表示
- ・ 戸建住宅向けの専用ツールとして「CASBEE柏[戸建]」を作成

重点項目への取組み度			
K1 地球にやさしい社会をつくる		5.0/5.0	すばらしい 
K2 うるおいのある景観をつくる		3.0/5.0	ふつう 
K3 安全で健康な生活環境をつくる		2.0/5.0	がんばろう 

【表示例】

条25 改正温対条例 その2

第9条の4 低炭素まちづくり事業

面的な都市整備の機会を捉えて、将来に向けて、低炭素なまちを先導的に誘導する。

温対計画の省CO2まちづくりを進めるため、柏市低炭素まちづくり要領により、運用してきたが、改めて、条例に根拠づけることとした。

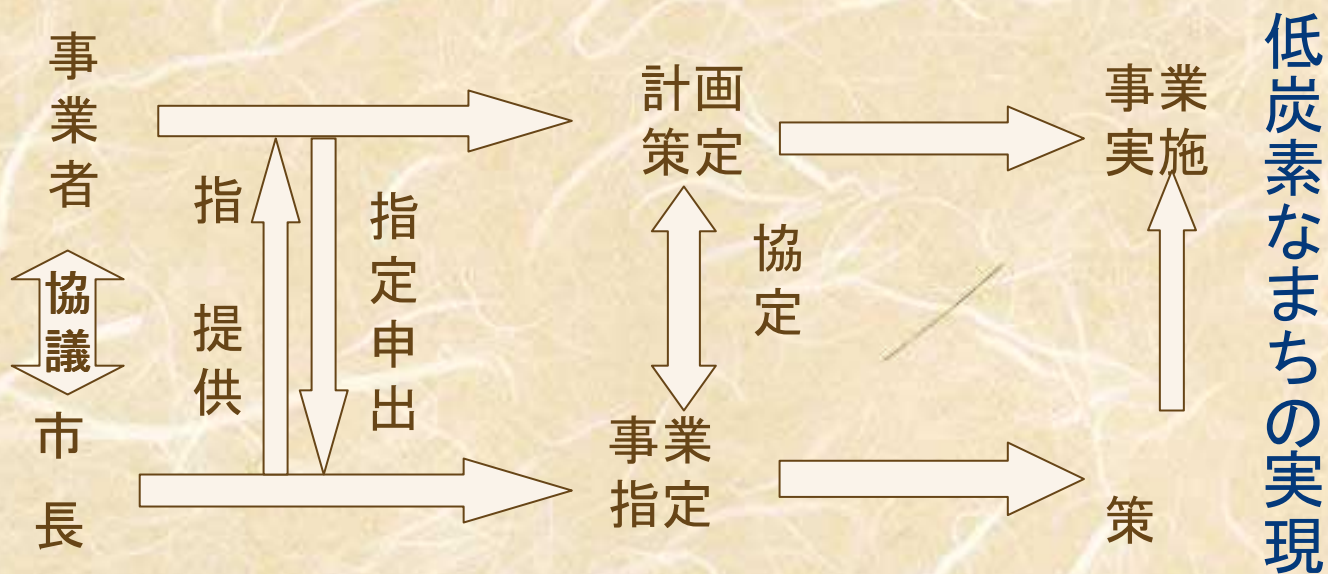
第1項 市長は 低炭素まちづくり指針を策定

第2項 市長は 低炭素まちづくり指針を公表

第3項 市長は、低炭素まちづくり事業を指定し、事業者と協定を締結する

条26 改正温対条例 その2

低炭素まちづくり事業のフロー



条27 改 温対条例 その3

第11条 助成その他の措置

本市は、市民等が**低炭素まちづくり事業** は地球温暖化対策の推進を図るために……

低炭素まちづくり事業 の **策**を 加規定

まちづくり事業の 策の例:補助金, 減, の ル地区等
の協 , 都市計画(積)などが考えられている。

第12条 情報の提供等

本市は、前項の措置を講じる場合は、基本条例第21条第3項に規定する環境の研究及び学習を推進するための施設を活用するとともに、法第23条第1項に規定する地球温暖化防止活動推進員, 法第24条第1項に規定する地域地球温暖化防止活動推進センター, 教育機関等の協力を得るものとする。

千
千

事が する推進
事が指定する推進

ン ー

を削除

条28 今後の課題

- 1 条例の運用を他部局と連携
- 2 法律との整合：
 - ①温暖化対策基本法 ・ ・ ・ 目標等
 - ②温対法 ・ ・ ・ 各種制度
- 3 改正と市民参画